

大分海上保安部長公示第4号

港則法第39条第1項及び第43条の規定により、別府港において、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

令和元年12月3日

大分海上保安部長



別府港における航泊の禁止について

別府港的ヶ浜地区において、海上花火大会が実施されるため、下記のとおり一般船舶の航泊を禁止する。

ただし、大分海上保安部長が認めた船舶を除く。

記

1 期 間

令和元年12月21日（土）午後7時55分から午後9時00分まで

令和元年12月22日（日）午後7時55分から午後9時00分まで

（ただし、午後9時00分前に行事が終了した場合は、終了時までとする）

2 区 域（別図参照）

北緯33度17分05.57秒 東経131度30分32.14秒を中心とする半径190mの円内海域

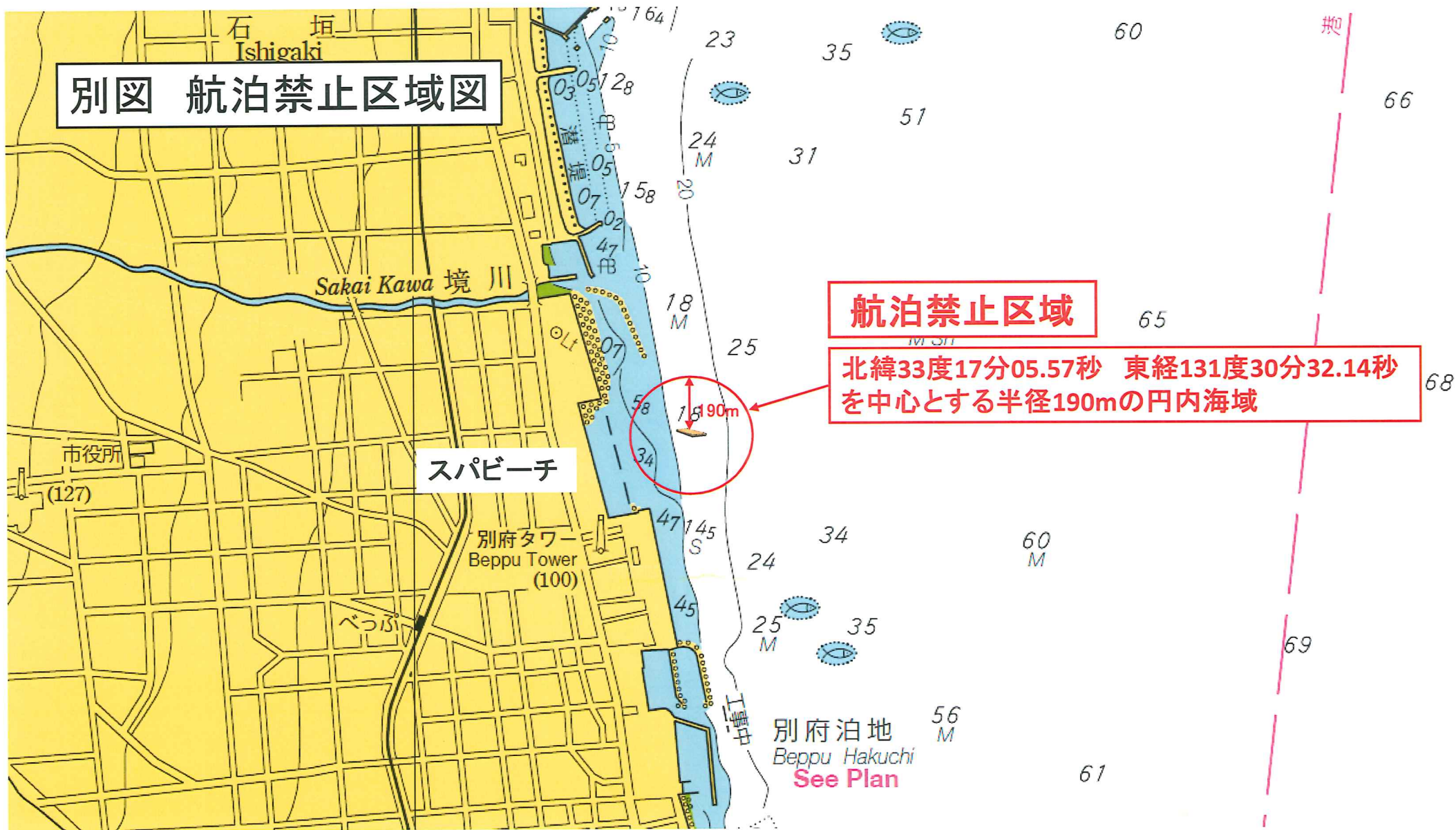
3 備 考

（1）警戒船6隻が航泊禁止区域付近に配備される。

（2）航泊禁止期間中、巡視船艇が警戒にあたるので、同船艇から指示があった場合はこれに従うこと。

（3）上記区域を示す灯付浮標（黄灯、4秒毎1閃光）が12基設置される。

別図 航泊禁止区域図



航泊禁止区域

北緯33度17分05.57秒 東経131度30分32.14秒
を中心とする半径190mの円内海域

別府泊地
Beppu Hakuchi
See Plan